

改正建築基準法(シックハウス対策)に係る火山性ガラス質複層板の表示等について

2003年6月10日
火山性ガラス質材料工業会

平素は火山性ガラス質材料をご愛顧いただきまことにありがとうございます。

さて、2003年7月1日から施行される改正建築基準法(シックハウス対策)における火山性ガラス質複層板(以下VSボード)の表示等についてご連絡いたします。

VSボードは、改正建築基準法(シックハウス対策)でホルムアルデヒド発散建築材料として規制対象になっていません。「シックハウス対策マニュアル講習会テキスト」(編集:国土交通省住宅局建築指導課ほか)にも「告示対象外」として規制を受けない材料であることが明記されております。従ってVSボード及びVSボードとその他の告示対象外材料で構成された化粧板などは建築基準法(シックハウス対策)において、内装仕上げ材、天井裏等への使用についての制限を受けません。

また、シックハウス対策に関する表示は任意ですが、お客様に安心して使って戴く為に各企業で表示する事を選択した場合、以下の点を参考にして下さい。

VSボード及びVSボードに告示対象外の接着剤等で化粧を施した化粧板は、下記の内容で製品説明書等への表記をすることができます。

(表示例) 告示対象外(F☆☆☆☆)
基材:火山性ガラス質複層板

上記の内容はカタログ又は梱包等で確認できれば良く、一箇所にまとめて記載する必要はありません。

■ 以下、注意点を箇条書きしますので、ご参考ください。

1. 表記: 基材が「火山性ガラス質複層板」であり告示対象外であることを梱包等で確認できるようにする。
 2. 「F☆☆☆☆」の表示: 任意です。
 3. 接着剤、化粧材等の成分: 化粧板等で接着剤を使用している場合は「接着剤」も含め、告示対象外であることをその成分で確認し説明できること。(SDS等)
 4. 貼り合せにより複合した場合: シックハウス対策による規制材料の木質建材(合板等)やホルムアルデヒドを含む断熱材と貼り合せする場合、貼り合せ複合後の製品の等級は、その木質建材や断熱材等の等級となります。
- ※1)化粧シート張り、化粧突板張り又は他の材料と複合する際に使用している接着剤がホルムアルデヒド発散建築材料として告示に列記されているものに該当する場合、化粧板等としての大臣認定が必要です。
(ホルム系接着剤:ユリア、メラミン等ホルムアルデヒド発散建築材料参照)
- 2)化粧板、複合板等として大臣認定取得が必要な場合、取得の可否を含め性能評価機関へご相談ください。

以上